



令和4年3月31日

担当課	市民生活課
担当者	明渡、窪田
電話	(073) 435-1045
内線	2289

令和4年4月1日からの成年年齢の引下げに伴う 相談窓口を設置しています

和歌山市では、消費者トラブルに関する相談窓口として、消費生活センターを設置しています。また、市報、ラジオ放送、ホームページなどで成年年齢の引下げについての啓発や、小中学校向けに消費者教育啓発DVDの貸出しやパンフレットの配布を行っており、今後は成年年齢の引下げに関するパンフレットを配布して授業などで活用していただく予定です。そのほか、消費者安全確保地域協議会を通じた各構成員への周知広報や街頭啓発なども実施し、周知啓発を行っていきます。新成人の皆さん、契約する時は、本当に必要なものかよく考え、困った場合は家族や消費生活センターに相談してください。

一度結んだ契約は、親の同意がなかったとしても、大人（成年）なので取り消せません。契約・買い物で「困ったな」と思ったらご相談ください。

【相談は】

消費者ホットライン **188** ※全国共通電話番号

または、和歌山市消費生活センター ☎ 435-1188 まで ▲詳細はこちら



【気を付けてほしいポイント】

- ・内容をよく確認してから契約しましょう！
- ・その場ですぐ契約せず、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう！
- ・「簡単にもうかる」「今だけ無料」などのうまい話はうのみにせず、まず疑ってみましょう！

参考

成年（18歳～）になったらできること（例）

- ・携帯電話の契約、クレジットカードの作成、ローン契約、一人暮らしの部屋を借りる
- ・10年間有効のパスポートを取得する
- ・女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳から結婚ができる

20歳にならないとできないこと（例）
（これまでと変わらないこと）

- ・飲酒
- ・喫煙
- ・競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）の購入
- ・国民年金の加入義務